

# 大牟田市

## 協働のまちづくり推進条例

平成28年4月1日施行

みんなで力を合わせまちづくりを推進しましょう！



まちづくりの主役は市民の皆さんです！

### 「協働のまちづくり推進条例」って何？

大牟田市協働のまちづくり推進条例は、市民の皆さんと市との協働のまちづくりを推進するため、協働のまちづくりの理念（あるべき姿）や協働の担い手となる市民と市などの役割、協働のまちづくりを推進するための仕組みなどの基本となるルールを定めたものです。

### 「協働のまちづくり」って何？

「協働のまちづくり」とは、市民にとって住み良いまちを創り上げるために、市民や地域コミュニティ組織、市民活動団体、事業者、市といった様々なまちづくりの主体が、それぞれに責任と役割を分担しながら、互いの不足するところを補いあって、「自助」、「共助」、「公助」の取組みを進めることです。

地域の様々な課題を解決しようとしても、公的な行政サービスだけで地域の全ての課題を解決することは出来ません。また、市民の皆さんだけでできることも限られてきます。そこで、市民の皆さんや様々なまちづくりの主体が責任と役割を分担し、連携・協力してまちづくりに取り組むことによって、みんなで力を合わせ地域課題の解決を図ることができます。

# 大牟田市

## なぜ「協働のまちづくり推進条例」が必要なの？

### ■ 地方分権の進展

近年、地方分権が進み、地方の実情にあった特色あるまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんにまちづくりに参加してもらい、市の施策に市民の皆さんの意見や考えを反映させていく必要があります。

### ■ 少子高齢化と市民ニーズの複雑多様化

社会情勢の変化に伴う急速な少子高齢化の進行や市民ニーズの複雑多様化によって、これまでのように行政だけで公共サービス全てを担っていくことが難しくなりつつあります。

### ■ 地域コミュニティの衰退

ライフスタイルや価値観の多様化によって地域への関心と意識の希薄化が進み、これまで地域コミュニティが果たしてきた役割が低下してきています。

こうしたことから、市民や地域コミュニティ組織、市民活動団体、事業者、市といったまちづくりの主体が協働のまちづくりのルール（条例）を共有し、それぞれの責任と役割を分担し連携・協力を深め合いながら、協働のまちづくりを進めていくことが重要です。

## 条例制定によって期待される効果は？



協働のまちづくりの推進において市民全体で共通目標と基本的な姿勢を共有化することができます！

地方分権に対応した市民参加型のまちづくりが推進されます！

地域コミュニティの活性化において目指す姿・役割と地域住民の基本的な姿勢が明確になります！

市民活動促進のための目指す姿・役割と基本的な姿勢が明確になります！

## 条例のポイント

### その1 協働の基本原則を定めました！

#### (1) 対等の原則

市民と市は対等な立場で協働のまちづくりを進めます！

#### (2) 相互理解の原則

市民と市はお互いに理解し合い信頼関係を築きます！

#### (3) 情報共有の原則

市民と市はまちづくりに関する情報を共有します！

#### (4) 市民参加の原則

協働のまちづくりを市民参加によって進めます！

### その2 市民の役割を定めました！

- 市民は、協働のまちづくりに自主的に参加・協力します。
- 市民は、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに必要な情報を収集します。
- 市民は、お互いに協力して、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に取り組みます。

#### 【市民】とは

この条例では、大牟田市に関わりのある幅広い人々に協働のまちづくりの担い手となってもらうために、市内居住者だけではなく、市内に通勤・通学している人を含め「市民」としています。

### その3 市の役割を定めました！

#### 効果的・効率的な行財政運営を推進します！

- 市は、効果的・効率的な行財政運営を行い、質の高い市民サービスの提供を推進します。
- 市は、協働のまちづくりを推進するための総合的な施策を実施します。
- 市は、市民のニーズを的確に把握し、施策に反映させます。
- 市は、市民との信頼関係を築き、公平・公正な行財政運営を行います。

#### 職員の意識と能力の向上に取り組みます！

- 市は、協働のまちづくりにおける職員の職務能力の向上に取り組みます。
- 職員は、市民との協働を進めるための意識の醸成と資質向上に取り組みます。



わたしたち職員も、地域活動や市民活動を実践して、自己啓発に取り組みます！

### その4 協働の推進の仕組みを定めました！

#### 情報の共有を推進します！

- 市民と市は、まちづくりに関する情報の共有を推進します。
- 市民は、お互いにまちづくりに関する情報の共有を推進します。
- 市は、市民に対しまちづくりに関する情報の提供を推進します。

### まちづくりへの市民参加を推進します！

#### 市民参加の対象となる事項

- (1) 市の基本的な計画や方針などの策定に関すること
- (2) 市の基本的な方針を定める条例の制定や改廃に関すること
- (3) 市民などに義務や制約を求める条例の制定や改廃に関すること
- (4) 市民生活に大きな影響がある制度の導入や改廃に関すること
- (5) 公共施設の設置に関する計画などの策定や変更・廃止に関すること

※地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料の徴収に関するものは含みません。

#### 市民参加の方法

アンケート調査

パブリックコメント

ワークショップ

説明会

審議会等

公聴会



実際の募集方法や実施時期などは、それぞれの事業を実施する担当課が「広報おおむた」や市のホームページでお知らせします。

### その5 地域コミュニティの活性化を図ります！

#### 地域コミュニティ組織が担う役割を定めました！

- 校区まちづくり協議会は、地域コミュニティの形成を促進するため主体的に活動します。
- 校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会などの地域コミュニティ組織は、地域課題の解決や地域の活性化に取り組みます。
- 校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会などの地域コミュニティ組織は、市民に活動内容が理解されるよう取り組みます。

## 地域コミュニティ組織への市民の参加を推進します！

- 市民は、校区まちづくり協議会や町内公民館、自治会などの地域コミュニティ組織の活動への理解を深め、その活動に参加・協力します。

※地域コミュニティ組織への参加・協力は市民の皆さんの自主性によるもので強制ではありません。



## 市は、地域コミュニティ組織の活動を支援します！

- 市は、地域コミュニティ組織の活動の重要性を周知啓発します。
- 市は、校区まちづくり協議会の活動拠点となる校区コミュニティセンターの整備を推進します。
- 市は、地域コミュニティ組織への支援を行います。

## 地域を担う人材を育成します！

- 地域コミュニティ組織と市は、連携・協力して地域活動を担う人材と将来の地域社会を担う次世代の育成に取り組みます。

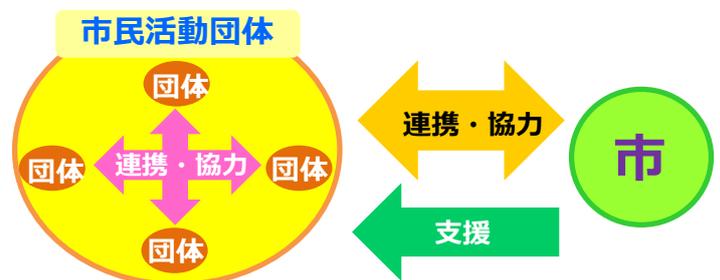
## その6 市民活動の促進を図ります！

### 市民活動団体が担う役割を定めました！

- 市民活動団体は、まちづくりに貢献するよう努めます。
  - 市民活動団体は、団体の活動について情報発信に努めます。
  - 市民活動団体は、市民や市などとの連携・協力を努めます。
- ※市民活動団体とは、自主的・自発的に公益性のある社会貢献活動を行う団体のことをいいます。

### 市は、市民活動を支援します！

- 市は、市民活動団体と対等な関係で連携・協力し、市民活動団体の交流促進を推進します。
- 市は、市民活動団体への情報提供を行い、市民活動団体の活動の周知啓発を進めます。
- 市は、市民活動団体の活動拠点の機能の充実を推進します。
- 市は、市民活動団体への支援を行います。



## 大牟田市協働のまちづくり推進条例パンフレット 平成 27 年（2015 年）11 月発行

大牟田市 市民協働部 市民協働総務課  
 T E L : 0944-41-2690  
 F A X : 0944-41-2552  
 Eメール : siminkdsm01@city.omuta.lg.jp  
 ホームページ : <http://www.city.omuta.lg.jp>